

くらし 空き家バンクのリフォームを補助します

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

三豊市への定住促進と地域経済活性化を目的に、市内業者による空き家バンク登録物件のリフォーム工事に対して補助金を交付します。

対象者
全ての要件を満たす人

①空き家バンク登録物件の購入者で、売買契約日から3年を経過していない人

②補助金の交付後、5年以上居住する人

③過去に「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」を受けたことがない人

※他にも要件があります。

リフォーム工事の要件
全ての要件を満たす工事

①市内業者（市内に本店を置く建築業などを営む法人または個人事業主）が行う工事

②市からの交付決定後に着工する工事

③令和6年1月末までに完了する工事

補助金額
30万円以上の工事で、工事に要した費用の50%（上限100万円）

申請書類
必要な書類は、建築住宅課の窓口、もしくは移住定住ポータルサイト「みとよ暮らし手帳」からダウンロードできます。



▲申請書類はこちらから

くらし 移住・定住に関する補助金のご案内

▶申し込み・問い合わせ 地域戦略課 ☎73-3011

新制度
結婚新生活支援事業補助金
夫婦ともに39歳以下の新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活に係る経費を支援します。

対象世帯
全ての要件を満たす世帯

①令和5年4月1日～令和6年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦

②申請日時点で最新の所得証明書を基にした、夫婦の所得の合計額が500万円未満

③補助対象となる住宅が市内にあり、夫婦ともに居住している

④婚姻届が受理された時点で、夫婦ともに39歳以下

⑤夫婦ともに市税に滞納がない

※他にも要件があります。

補助対象経費
令和5年4月1日～令和6年3月31日に婚姻を機に支払った次の経費のいずれか

- ・住宅取得費用（市内業者が建築または市内業者により購入した費用）
- ・リフォーム費用（市内業者による工事費用）

補助金額

- ・夫婦ともに29歳以下 上限60万円
- ・夫婦いずれかが30～39歳 上限30万円



募集 市営住宅の入居者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

市営住宅の入居者を、次のとおり募集します。

対象者
全ての条件を満たす人

①現に住宅に困窮していることが明らかでない人

②市内に住所または勤務場所を有する人

③同居の親族または同居しようとする親族がいる人（事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む）

※一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。詳しくは、建築住宅課までお問い合わせください。

④市税などを滞納していない人

⑤世帯の月額所得が基準の範囲内であること

⑥申込者または同居親族が暴力団員でないこと

入居予定時期 7月中旬

必要書類
・申込書および申立書など（建築住宅課、各支所にあります）
・入居予定者全員の住民票
・所得証明書（学生を除く15歳以上の人の完納証明書（申込者のみ））

提出先
建築住宅課（郵送不可）

申込書配布・受付期間
6月1日（木）～15日（木）
午前8時30分～午後5時
※土日、祝日を除く



団地名(所在)	棟号室	間取り(構造)	建設年度	使用料 ※入居する人の所得に応じて決定します	駐車場使用料	共益費
神原団地 (高瀬町下勝間)	A-201	3DK 中層耐火3階建 水洗トイレ (2階)	平成 2年度	16,900円～33,200円	1台につき 2,000円	自治会管理
西野団地 (詫間町詫間)	B-212	3DK 中層耐火4階建 水洗トイレ (2階)	平成 8年度	21,300円～41,900円	1台につき 2,800円	3,400円

※エレベーターなし

**東京圏U-Jターン
移住支援事業補助金**
東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）から移住し、就業・起業などをした人に移住支援金を支給します。

対象者
①おおよび②～⑤のいずれかを満たす人

①住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上かつ直前の1年以上、東京23区に在住していた、または東京圏に在住し東京23区内へ通勤・通学していた人

②「ワクサポかがわ」に掲載された対象企業に就業した人

③プロフェッショナル人材事業などを利用して就業した人

④自己の意思で移住し、テレワークを行う人

⑤起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けている人

※他にも要件があります。

補助金額
・2人以上の世帯 100万円
※18歳未満1人につき30万円を加算
・単身世帯 60万円

その他
申請を予定している人は、事前に地域戦略課にお問い合わせください。

移住促進・家賃等補助金
県外で3年以上居住後、三豊市へ転入した人に家賃などを補助します。

対象者
全ての要件を満たす人

①県外で3年以上居住した後、令和5年3月31日までに定住の意思をもって転入した人

②移住に際し、住宅を賃借した契約者本人

③転入後1年以上経過しており、申請時に市内に居住している人（転入月の翌月から24カ月以内）

④世帯全員が市・県税を滞納していない

⑤生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない

※他にも要件があります。

補助金額
①と②の合計額

①家賃補助金
〔賃借料－住宅手当〕×1/2
上限2万円を、転入日の翌月から最大12カ月

②初期費用補助金
〔礼金、仲介手数料、家賃支払保証料の合計額－住宅手当〕×1/2
上限6万円

各補助金の申請書類は、移住定住ポータルサイト「みとよ暮らし手帳」からダウンロードできます。



▲申請書類はこちらから